

# ご協賛のお願い

## 「令和4年度 第47回 にしのみや市民祭り」 ～3年ぶりに市役所本庁舎周辺で現地開催～

「にしのみや市民祭り」は、市民が交流・相互理解を深め、郷土愛を育むための場として、例年多くの市民の皆さまにご来場いただいています。新型コロナウイルス感染症の影響により、一昨年度は開催中止、昨年度はオンラインを活用した形式での開催となりましたが、今年度は、3年ぶりに市役所本庁舎周辺での「現地開催」が決定されました。地域のお祭りや様々なイベントの多くが開催中止となり、失われつつある「子どもたちの笑顔」、「人と人のつながり」、「まちの賑わい」を直接感じていただけるよう、魅力あふれる企画を市民の皆さまと創り上げて参ります。

事業者の皆さまにおかれましては、市民祭りの趣旨にご賛同いただき、ご協賛を賜りたく何卒宜しくお願い申し上げます。

にしのみや市民まつり協議会  
会長 吉井 良昭

### 1. 開催概要

■開催日/場所 2022年10月22日（土）/西宮市役所本庁舎周辺

#### ■実施イベント

①ステージイベント（11：00～18：30/アミティ・ベイコムホール）

ダンスやパフォーマンス、バンド演奏、等の賑わいのある多彩なステージイベント

②ブース・バザール（11：00～16：30/六湛寺公園・六湛寺南公園等）

市民が相互理解と交流を深めるための展示・物販コーナー

③子どもコーナー 人形劇や紙芝居、ゲーム等、子どもたちの笑顔あふれる催し

④みやたんイベント 西宮市キャラクター「みやたん」をテーマにした会場周遊型の参加型イベント

⑤賑わい創出企画 上記のほか、賑わいを創出する企画を実施

### 2. 協賛広告について

ご協賛金額に応じて、各種媒体・方法で、貴社名等をご紹介します。

なお、誠に勝手ながら1口1万円からとさせていただきます。

口数に応じて下表を縦にご覧いただき、○が付いている広報区分は全てご選択いただけます。

媒体	広報区分	掲載内容等	1口	2口	3～4口	5～9口	10口以上	30口以上
チラシ	開催周知チラシ	社名のみ	○	○	○	○	○	○
プログラム	当日配布プログラム	社名のみ	○	○	○	○	○	○
ケーブルテレビ (Baycom)	A 1/8画面スクロールスーパー	社名のみ		○				
	B 1/5画面スーパー	社名/所在地/電話番号			○			
	C 全画面スーパー	社名/所在地/電話番号/PR文				○	○	○
	D オリジナルCM	協賛企業様のオリジナルCM						○
協議会ホームページ	A 協賛一覧(トップページ)	社名のみ	○	○	○	○	○	○
	B バナー広告(トップページ)	任意(協賛企業様作成)					○	○

※詳細は協議会ホームページをご覧ください。


▶裏面もご覧ください

### 3. 協賛申し込み方法

協議会ホームページ（「新着ニュース」）の「申し込みフォーム」等からお申し込みのうえ、協賛金のお振り込みをお願いします。

※令和4年8月31日（水）までにお申し込み・お振り込みをお願いします。

※郵送等による申込を希望される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

協議会ホームページ	
URL : <a href="https://www.nishinomiyaashiminmatsuri.jp/">https://www.nishinomiyaashiminmatsuri.jp/</a>	
▶『にしのみや市民祭り』で検索 または 右二次元バーコードを読み取り	

### 4. 振り込み方法

下記口座にお振り込みください。

※手数料は協議会が負担いたします。振込手数料が協賛金額に含まれるようにお振込みください。

銀行・支店名	三井住友銀行 西宮支店	預金種別	普通預金
口座番号	3199710		
口座名義人	ニシノミヤシミンマツリキヨギカイ	ジムキヨクヨク	シダ ケンイチ
	にしのみや市民祭り協議会	事務局長	篠田 憲一

### 5. お問い合わせ

にしのみや市民祭り協議会事務局（西宮市役所 市民協働推進課内）

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

TEL 0798-35-3458 mail [vo\\_chiiki@nishi.or.jp](mailto:vo_chiiki@nishi.or.jp)

### 6. 留意事項

- 期限までにお申込みの確認ができない場合は、協賛金をお振り込みいただきましても、各種協賛広告などへ貴社（団体）名などを掲載できない場合がございますのでご了承ください。
- 貴社（団体）名など協賛申込の情報は、各種協賛広告への掲載のために使用いたしますので、正確に記入（入力）してください。
- 市民祭りが開催中止になりましても協賛金は返金いたしませんのでご了承ください。
- 市民祭りの協賛募集に関しては、法令に抵触する他、社会秩序や青少年の育成に悪影響を及ぼす可能性がある等協議会が不相当と認めた企業・団体からの協賛をお断りする場合があります。また、「PR文」、「バナー広告」等の協賛広報につきましても、社会的信用度を確保する観点等から、協議会が不相当と認めた場合は内容の変更をお願いし、これに応じて頂けない場合は掲載をお断りする場合があります。
- 協賛金は今年度の市民祭りの開催経費に充てさせて頂くほか、協議会の運営経費や翌年度以降の市民祭りの開催経費（周年事業やイベント等関連事業を含む）等市民祭りに関連する経費に活用させていただきます。
- 「にしのみや市民祭り」は、にしのみや市民祭り協議会が主催しており、協賛金も当協議会の名称で募集しております。過去に一部の民間広告会社が市民祭りの紹介記事を新聞に掲載することで企業等に広告の協賛を募られたことがございましたが、このような広告協賛の募集は協議会とは一切関係ございません。